

広島県告示第二百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和六年三月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地		
栗木 総司	三原訪問鍼灸マツサージ院	三原市円一町三丁目一五番二号 第二内海プレジデントマンション三〇一号	あん摩マツサージ指圧	令和六年一月二三日
栗木 総司	三原訪問鍼灸マツサージ院	三原市円一町三丁目一五番二号 第二内海プレジデントマンション三〇一号	はり・きゆう	令和六年一月二三日